

合併協定進行管理(防災課)

合併協定項目進行管理個表

合併協定項目		第5回協議会確認					記 事				
21 -3 消防防災関係の取扱い		3 (整理番号)					本来、災害対策本部は、新たな市の「地域防災計画」上に規定されるため、同計画の策定をもって効力を発揮する。				
協定内容		(3)災害対策本部は、合併時に新たに設置する。									
調整時期											
合併前	合併時	選挙議会	H17当初 編成時	H18.4	H19.12	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4 以降	
					完了						
調整担当											
部名	総務部	課名	防災課								
例規調整状況											
例規調整完了											
廃止		-									
例規調整中		-									
		完了予定年月日： 平成 年 月 日									
協定項目調整経過と内容及び問題点											
【調整経過】		原則として、上記「記事」欄のとおりであり、現在は旧町の「地域防災計画」にのっとり運用されるべきものであるが、これだと合併時の新体制にあわないので、現体制に即した「地震等緊急対応職員初動マニュアル」及び「危機管理対応マニュアル」を作成し、全職員に配布し体制の整備を図っているところである。									
【内容】											
【問題点】											
協定項目の実施状況及び調整による合併効果											
【実施状況】		H19.12協定内容のとおり設置。									
【合併効果】											